

作成日 2016/06/01
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 プロカット2
供給者の会社名称 株式会社オートビジネス
住所 兵庫県神戸市灘区友田町1-5-5
電話番号 078-858-9901
FAX番号 078-858-9904

2. 危険有害性の要約

GHS分類
物理化学的危険性 引火性液体 区分外
健康有害性 皮膚感作性 区分1
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肺)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器系 神経系)
環境有害性 水生環境有害性(急性) 区分2
水生環境有害性(長期間) 区分2
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素
絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肺の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系、
神経系の障害のおそれ
H401 水生生物に毒性
H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き
安全対策

ガスを吸入しないこと。(P260)
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
粉じん、ヒュームを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
(P270)
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

応急措置

環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋を着用すること。(P280)
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
(P302+P352)
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい
姿勢で休息させること。(P304+P340)
気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P312)

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
(P314)
特別な処置が必要である。(P321)
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
漏出物は回収すること。(P391)
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
(P403+P233)
施錠して保管すること。(P405)
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

保管

廃棄

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
SDS3法対象成分は下記参照(注1)					

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9)

ジエタノールアミン(法令指定番号: 219)(1%未満)
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)(法令指定番号: 551)(1%~10%)
鉱油(法令指定番号: 168)(1%~10%)
酸化アルミニウム(法令指定番号: 189)(20%~30%)

4. 応急措置

吸入した場合

蒸気・ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

呼吸困難または呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行い、速やかに医師の手当てを受ける。
汚染された作業服、靴等は速やかに脱ぐ。
多量の水と石鹼で洗う。
外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合には医師の診断を受ける。

眼に入った場合

眼をこすったり固く閉じさせてはならない。
直ちに清浄な流水で15分以上洗眼し、医師の診断を受ける。
洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球とまぶたのすみずみにまで水がよくいきわたるように洗浄する。
コンタクトレンズ着用の場合は、容易であれば外して洗浄する。

飲み込んだ場合

水で口をすすぐ。
無理に吐かせてはいけない。
被災者に意識がない場合には、口から何も与えてはならない。

応急措置をする者の保護

直ちに医師の手当てを受ける。
適切な保護具を着用する。(8.ばく露防止及び保護措置の項を参照)

5. 火災時の措置
- 消火剤 火災の場合は霧状水、泡、粉末、炭酸ガス、乾燥砂を使用する。
- 特有の消火方法 指定の消火剤を使用する。
消火活動は風上から行う。
可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
周囲の設備などに散水して冷却する。
- 消火を行う者の保護 適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。
6. 漏出時の措置
- 人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置 回収が終わるまで十分な換気を行う。
- 環境に対する注意事項 作業の際には適切な保護具を着用する。(8.ばく露防止
及び保護措置の項を参照)
関係者以外は近づけない。
漏出した物質が下水や排水溝へ流出、また地下へ浸透
することを防止する。
- 封じ込め及び浄化の方法
及び機材 砂・布などに吸収させて密閉できる容器に回収する。
- 二次災害の防止策 付着物・廃棄物等は、関係法規に基づいて処置をする。

付近の発火源となるものを速やかに取り除く。
7. 取扱い及び保管上の注意
- 取扱い 技術的対策 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策
を行い、保護具を着用する。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止す
る。
- 安全取扱注意事項 取扱いの終了の都度、容器を密閉する。
取扱う前に、本SDSの安全注意を読み理解する。
取扱い後には身体、顔、手、眼等をよく洗う。
- 保管 安全な保管条件 容器を密閉する。
直射日光を避け、換気の良い場所(冷暗所等)に
保管する。
凍結させないように保管する。
8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
酸化アルミニウム		【粉塵許容濃度】(第1 種粉塵) 吸入性粉塵 0.5mg/m ³ 総粉塵 2mg/m ³	未設定
ジエタノールアミン			TWA 1 mg/m ³ (IFV), STEL - (Skin)
ミネラルスピリット			TWA 100 ppm, STEL -

- 設備対策 研磨作業等で粉塵などが発生する場合は、吸入を
避けるために局所排気装置を設置する。
取扱い場所の近くに洗身シャワー、手洗い、洗顔
設備を設け、その位置を明瞭に表示する。
- 保護具 呼吸器の保護具 防塵マスクを着用する。
手の保護具 不浸透性の保護手袋(ゴム手袋等)を着用する。
眼の保護具 保護眼鏡(側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型等)を
着用する。
皮膚及び身体の保
護具 作業着、長靴、前掛け等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質 外観	形状 色	液体(粘稠液) 白色 約8.8 96°C(クリーブランド開放式) 約1.10
pH 引火点 比重(密度)		
10. 安定性及び反応性 化学的安定性 危険有害反応可能性 避けるべき条件 危険有害な分解生成物		通常の取扱い条件においては安定である。 情報なし。 情報なし。 情報なし。
11. 有害性情報 呼吸器感作性又は皮膚感作性		混合物の成分の皮膚感作性－区分1の濃度が1%以上のため皮膚感作性－区分1とした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回ばく露)－区分3(気道刺激性)の濃度が20%以上のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)－区分3(気道刺激性)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復ばく露)－区分1(呼吸器系)の濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性(反復ばく露)－区分2(呼吸器系)とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復ばく露)－区分1(神経系)の濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性(反復ばく露)－区分2(神経系)とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復ばく露)－区分1(吸入:肺)の濃度が10%以上のため特定標的臓器毒性(反復ばく露)－区分1(吸入:肺)とした。
12. 環境影響情報 水生環境有害性(急性)		混合物の成分の(毒性乗率×10×水生環境有害性(急性)－区分1)＋水生環境有害性(急性)－区分2の濃度合計が25%以上のため水生環境有害性(急性)－区分2とした。
水生環境有害性(長期間)		混合物の成分の(毒性乗率×10×水生環境有害性(長期間)－区分1)＋水生環境有害性(長期間)－区分2の濃度合計が25%以上のため水生環境有害性(長期間)－区分2とした。
13. 廃棄上の注意 残余廃棄物		廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後処分する。
汚染容器及び包装		
14. 輸送上の注意 国際規制	海上規制情報 UN No.	IMOの規定に従う。 3082

	Proper Shipping Name	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S.
	Class	9
	Packing Group	III
	Marine Pollutant	Applicable
	Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code.	Not applicable
	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	3082
	Proper Shipping Name	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S.
	Class	9
	Packing Group	III
国内規制	陸上規制	消防法、道路法等の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	3082
	品名	環境有害物質(液体)
	国連分類	9
	容器等級	III
	海洋汚染物質	該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	3082
	品名	環境有害物質(液体)
	国連分類	9
	等級	III
特別の安全対策		取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。運搬に際しては、容器の漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
緊急時応急措置指針番号		171

15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法	第3種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号・別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9)
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法	指定可燃物 可燃性液体類
船舶安全法	有害性物質(危規則第2、3条危険物告示別表第1)
航空法	その他の有害物件(施行規則第194条危険物告示別表第1)
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	該当しない
毒物及び劇物取締法	該当しない

16. その他の情報

参考文献	日本ケミカルデータベース株式会社 データベース
------	-------------------------

その他

使用原料SDS

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。

注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

成分情報及び適用法令の詳細につきましては、弊社営業へ別途お問い合わせください。

(注1) SDS3法とは、化学物質排出把握管理促進法(P RTR法)、労働安全衛生法(第57条の2)、毒物及び劇物取締法を指します。